

日調連発第325号
平成29年3月16日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の不正取得に係る本人通知制度の導入について（お知らせ）

この度、兵庫県神戸市市民参画推進局長から、別添のとおり標記制度を平成29年4月1日から実施する旨の連絡がありましたので、参考までに送付します。

市参区第 2207 号-5
平成 29 年 3 月 10 日

日本土地家屋調査士会連合会会長 様

神戸市市民参画推進局長 岸田 泰幸



住民票の写し等の不正取得に係る本人通知制度の導入について（通知）

早春の候、貴会ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、戸籍及び住民基本台帳事務の円滑な運営に格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、「住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務処理要綱」を制定し、本年 4 月 1 日より実施することになりました。制度の概要は、別紙のとおりです。つきましては、本制度の御理解と御協力をお願いするとともに、貴所属会員の方に周知くださいますようお願いいたします。

また、住民票の写し等の職務上請求において使用される統一請求書の適正な取扱いについて、引き続き周知くださいますよう、あわせてお願い申し上げます。

末筆ながら、貴会の御発展をお祈り申し上げます。

担当：区政振興課指導係 楠・小川

TEL：078-322-5072（直通）

「住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務処理要綱」の概要

神戸市では、住民票の写しや戸籍謄本等が本人以外の第三者に不正取得され場合に、その事実を本人へ通知することにより、本人の権利及び利益を保護し、不正取得の抑止を図ることを目的とした本人通知制度を実施します。

1 実施時期

平成 29 年 4 月 1 日

2 通知の対象となる証明書

- (1) 住民票の写し
- (2) 住民票記載事項証明書
- (3) 戸籍の附票の写し
- (4) 戸籍全部（個人・一部）事項証明書
- (5) 戸籍謄抄本
- (6) 戸籍記載事項証明書
- (7) 戸籍届書記載事項証明書

3 通知する場合

- (1) 住民票の写し等を取得した者に対し、住民基本台帳法第 46 条第 2 号又は戸籍法第 133 条若しくは同法第 134 条の規定の違反事件に係る判決又は決定が確定した場合
- (2) 国、県その他関係機関の通知により、特定事務受任者（※）が職務上請求書を使用し、不正取得をした事実が明らかになった場合
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、区長がこれらの場合に準ずると認める場合